

下諏訪町循環バスあざみ号キャッシュレス決済システム購入
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

下諏訪町循環バスあざみ号キャッシュレス決済システム購入

(2) 納品場所

下諏訪町住民環境課

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

下諏訪町循環バスあざみ号の旅客運賃に係るキャッシュレス決済システムを購入し、決済端末ほか周辺機器の調達・設置、担当職員に対する操作研修等の業務を行う。詳細は、別紙「下諏訪町循環バスあざみ号キャッシュレス決済システム購入仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

(5) 提案上限額

2,160,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

初年度に発生するシステム購入経費の合計額とし、機器の運用に伴い発生する経費 (通信費、サーバー使用料、運用補助、システム保守等)、ランニングコストは含まない。「6 提案書及び見積書」に記載の見積書の金額と比較する。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 長野県内に本店又は支店等の事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 下諏訪町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成19年下諏訪町要領第1号) に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年間 (令和2年4月から令和7年3月まで) において、地方公共団体が発注する本業務と同種業務の元請としての受注実績 (完成実績) を有している者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (7) 国税、長野県税及び下諏訪町税を滞納している者でないこと。

3 プロポーザル日程

内 容	期 日
公告	令和 7 年 10 月 3 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 10 月 9 日（木）
質問に対する回答期限	令和 7 年 10 月 14 日（火）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 10 月 23 日（木）
提案書及び見積書の提出期限	令和 7 年 10 月 28 日（火）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 6 日（木）
契約交渉候補者選定結果通知	令和 7 年 11 月 13 日（木）
契約締結	令和 7 年 11 月下旬（予定）

4 質問の受付・回答

- （１） 本プロポーザルに関する質問は、「３ プロポーザル日程」記載の質問受付期限までに「質問書（様式５）」をＰＤＦファイルにより電子メールで送信すること。
- （２） 質問に対する回答は、「３ プロポーザル日程」に記載の質問に対する回答期限までに町公式ホームページで公開する。

5 参加申込書

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加申請者」という。）は、「３ プロポーザル日程」に記載の参加申込書の提出期限までに次の書類を郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

提出書類	提出部数等
公募型プロポーザル参加申込書（様式１）	１部
事業者概要書（様式２）	１部
業務実績調書（様式３）	１部
誓約書（様式４）	１部
納税証明書（発行日が申請日前３か月以内のもの） 国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 長野県税：長野県税に未納がないことの証明書 下諏訪町税：下諏訪町に納税義務がある場合、未納がないことの証明書	各１部
登記事証明書（発行日が申請日前３か月以内のもの） 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	１部

6 提案書及び見積書

参加申込者は、「３ プロポーザル日程」に記載の提案書及び見積書の提出期限までに次の書類を提出すること。

提出書類	注意事項	提出部数等
提案書 （任意様式）	A４用紙、フォント 10.5 以上、ページ番号を付すこと。 仕様書及び別紙「評価のポイント」に記載の項目を網羅すること。枚数制限なし。	紙媒体 6 部及び 電子データ
見積書 （任意様式）	仕様書に基づく購入経費として契約を希望する価格を、 機器調達・設置経費、設定費、操作研修費、その他の費用 に分類して記載すること。令和 7 年度分の保守費用は、機 器調達・設置経費に含めること。	電子データ

保守料見込み (任意様式)	本プロポーザルによる契約以外に機器の運用に伴い発生する経費(通信費、サーバー使用料、運用補助、システム保守等)、ランニングコストの見込み額を記載すること。	
決済手数料率 見込み (任意様式)	仕様書に定める決済ブランドに加え、提案により取扱い可能な決済ブランドを記載すること。システム稼働後に予定する決済手数料率等を記載すること。	

- ・紙媒体の提出書類は、郵送(書留郵便に限る)又は持参(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)によること。
- ・電子データの提出書類は、PDFファイルにより電子メールで送信するか、データCDの郵送(書留郵便に限る)又は持参(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)によること。

7 辞退届

本プロポーザルを辞退しようとする参加申請者は、「3 プロポーザル日程」に記載のプレゼンテーション審査の前日までに「辞退届(任意様式)」をPDFファイルにより電子メールで送信すること。

8 審査

(1) プレゼンテーション審査

次により「6 提案書及び見積書」に記載の提案書(任意様式)のプレゼンテーションを審査する。

- ① プレゼンテーションの審査は、別に定める審査委員会(以下、「委員会」という。)が行う。
- ② プレゼンテーションの方法は、下諏訪町庁舎にて実施する対面方式による。
- ③ プレゼンテーションは、提案書(任意様式)が提出された順に行い、開始時間は、別途参加申請者へ通知する。
- ④ プレゼンテーションに使用する大型ディスプレイ、接続用HDMIケーブル及びオンライン会議用アカウントは、下諏訪町が用意する。その他の機器(パソコン等)が必要な場合は、参加申請者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は、20分以内(実機による説明を含む)とし、その後の質疑応答の時間は10分以内とする。
- ⑥ プレゼンテーションに出席する参加申請者は、3名以内とする。
- ⑦ プレゼンテーションの際に追加資料を配布することは、禁止する。
- ⑧ プレゼンテーション審査は、参加申請者が1者であっても実施する。
- ⑨ プレゼンテーション審査の経過に関する質問には回答しない。

(2) 契約交渉候補者の選定

次により契約交渉候補者を選定する。選定の結果は、「3 プロポーザル日程」に記載の契約交渉候補者選定結果通知の期日にプレゼンテーション参加者へ文書等により通知する。

- ① 全てのプレゼンテーション終了後に、委員会が別紙「評価のポイント」に基づき評価点を集計する。
- ② 委員会の全委員の評価点の平均値が最も高い者を契約交渉候補者とし、同点の者がいる場合は、委員会で協議のうえ、順位を決定する。
- ③ 評価点の平均値は、小数点以下第2位四捨五入第1位止めとする。

9 失格条件

参加申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書、提案書等の提出書類が本要領に定めた様式、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 「6 提案書及び見積書」に記載の見積書（任意様式）の金額が「1 業務概要」に記載の提案上限額を超えた場合。
- (5) 本実施要領に違反又は逸脱した場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (7) 公募型プロポーザル参加申込書(様式1)の提出後に下諏訪町から指名停止の措置を受けた場合。
- (8) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合。

10 契約の締結

- (1) 下諏訪町と契約交渉候補者との協議により業務内容を調整し、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の契約交渉候補者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約交渉候補者が地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合は、その者とは契約しない。

11 その他

- (1) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、すべて参加申請者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提案書等の提出書類は、下諏訪町情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

12 書類の提出・質問受付・問合せ先

下諏訪町住民環境課生活相談係（担当：望月）

住所：〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613-8

TEL：0266-27-1111（内線 146）

Eメール：seikatsu@town.shimosuwa.lg.jp